

石川県弓道連盟表彰規定

(功労者及び優秀団体、優秀選手表彰)

(趣 旨)

第1条 弓道の振興、発展に寄与した功績顕著な団体及び個人を表彰する。

(表彰の種類・基準)

第2条 被表彰者は、次の各項に該当する者であること。

1. 功労者

過去5年間以上継続して地域の弓道発展に尽力し、加盟団体の運営や選手の養成に功績のあった個人。

2. 優秀団体及び優秀選手

全日本大会及び同等の全国大会において3位以内の成績を取めた団体及び個人。

ただし、全日本大会とは全日本弓道連盟が主催する大会。同等の大会とは、これに準ずる全国大会。

(表彰の決定)

第3条 被表彰者の団体及び個人の選考については、総務部会において第2条の1項、2項に該当する団体、個人を審議、推薦し、常任理事会に諮って決定する。

(表 彰)

第4条 団体及び個人の表彰は、石川県弓道連盟理事会兼総会の席上において行う。ただし、功労該当者については必要と認められたとき常任理事会に諮り表彰する。このほか緊急を要する場合はただちに表彰する。

(規定の改廃)

第5条 この規定の改廃は、常任理事会で決定する。

(付 則)

第6条 この規定は、昭和62年2月8日から適用する。

平成5年2月7日 一部改正。

平成7年2月5日 一部改正。